限定承認公告

本籍東京都豊島区巣鴨四丁目一五番地、最後の住所埼玉県蕨市塚越六丁目三番一一号ハイラーク蕨六〇七号　被相続人　亡　石川　建夫

右被相続人は平成二十一年六月二日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月三日

埼玉県越谷市大字大泊五七二番地五

相続財産管理人　石川　欽也

限定承認公告

本籍東京都あきる野市五日市一〇二八番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町六六〇

被相続人　亡　浦野　茂

右被相続人は平成二十一年四月二十八日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月三日

東京都西多摩郡日の出町六六〇

相続財産管理人　浦野　達子

限定承認公告

本籍兵庫県洲本市紺屋町乙一六六―二、最後の住所大阪府守口市梶町四丁目七二―九

被相続人　亡　行本　圭一

右被相続人は平成二十一年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月三日

三重県松阪市下村町八四二―三

相続財産管理人　行本　英司

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月二十五日の総社員の同意により、名称を一般社団法人環境整備協議会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月三日

東京都港区台場一丁目三番四―二〇〇九号

無限責任中間法人環境整備協議会

代表社員　野澤　貞夫

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月二十一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人福島組合に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月三日

大阪府摂津市南別府町一五番二〇号

無限責任中間法人福島組合

代表社員　森淵　徹

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月三日の総社員の同意により、名称を一般社団法人ウバメガシを育てるどんぐりの会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月三日

兵庫県洲本市海岸通り一丁目一一番一号

無限責任中間法人ウバメガシを育てるどんぐりの会　代表社員　濱口小知子

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十一年九月十八日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し当社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記特定資産の売却若しくは消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）、優先資本金の額の減少をする要件

現金余裕金の範囲内で、取締役が、確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額及び当社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金の合計額を上限として優先資本金の額の減少を決定すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十一年十月五日に行う。

四、減少する優先資本金の額

金二億五千万円

五、消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資とも消却する。

六、消却する優先出資の口数

五千口（A号優先出資につき二五五〇口、B号優先出資につき二四五〇口）

七、消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。ただし、消却後に各優先出資社員が保有する優先出資の全優先出資に対する割合が消却前と同じになるように行う。

八、消却に要する金額

金二億五千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全優先出資

平成二十一年九月三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ラインアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条第一項に基づき、優先資本金の額を金二億五千万円減少することを予定しております。効力発生日は平成二十一年十月五日となります。

これに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十年十月二日付官報の号外第二一七号一五九頁に掲載されています。

平成二十一年九月三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ラインアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

訂正公告

平成二十一年八月二十七日（第五一四三号）掲載の資本金の額の減少公告中、「代表取締役　河原　育男」とあるは「代表取締役　河原　育雄」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年九月三日

神戸市西区北別府四丁目一―六

有限会社ダイコー工業

代表取締役　河原　育雄

訂正公告

平成二十一年八月二十八日掲載の被相続人　亡　相良　隆二に係る限定承認公告中、「本籍宮崎県宮崎市阿波岐原町鳥居原」とあるは「本籍宮崎県宮崎市阿波岐原町鳥居原」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年九月三日

扱　店

正　誤

平成二十一年八月二十日法務省告示第三百七十八号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二ページ上段一〇行目から一一行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
四	上	七	ウズベキスタン 英国	ウズベキスタン 英国

平成二十一年八月四日（号外第百六十三号）国土交通省告示第八百五十九号（平成十二年建設省告示第千四百十三号の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

七	下	二	毎秒
			毎秒毎秒

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月三日付第一九〇号六四ページ
◉官報郵送料のお知らせ　八月分（ページ●同日付政府調達第一六三号一六ページ
月極一部当り）の郵送料二、四七二円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）